

2023年12月15日

各位

会社名 株式会社パパネッツ
(コード番号 9388 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕昭
問合せ先 常務取締役 宮崎 恵子
TEL 048-960-5088
URL <https://papanets.co.jp>

特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年1月24日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、経営の安定化や株主価値向上の実現のため、機動的な資本政策を検討してまいりました。

今般、当社は創業以来当社にご出資いただいている株式会社花明に対し、当社株式の買収の意向を申し出たところ、同社より承諾する旨の回答がありました。つきましては、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、下記のとおり、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしたいと存じます。

1. 取得にかかる事項の内容

(1)	取得する株式の種類	当社普通株式
(2)	取得する株式の数	13,000株(上限/発行済株式総数に対する割合7.5%)
(3)	株式を取得するのと引き換えに交付する金銭等の内容	金銭
(4)	取得価格	1株につき8,300円
(5)	株式1株を取得するのと引き換えに交付する金銭等の額の算定方法	2023年5月1日、石久保公認会計士事務所にてDCF法による算定
(6)	株式を取得するのと引き換えに交付する金銭等の総額	107,900,000円(上限)
(7)	株式を取得することができる期間	2024年1月25日から2024年2月15日まで
(8)	取得先	株式会社花明

(注) 上記内容については2024年1月24日開催予定の当社臨時株主総会において、特定の株主からの自己株式取得の件が承認可決されることを条件といたします。

2. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得は、当社の支配株主である株式会社花明からの取得を前提として行うものであり、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポ・レートガバナンス報告書において、「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を、次のとおり示しております。『支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要とします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。』

公正性を担保するための措置としましては、本自己株式取得について、TOKYO PRO Market においては、株式流動性が低く、上場時に付いた初値から当社は一度も約定されていないことから、第三者である石久保公認会計士事務所による株価算定を行っていただき、株式1株あたりの取得価格といたしました。

当該取締役会における決議に際しては、支配株主との利害関係のない社外取締役1名、社外監査役2名により、本自己株式取得は、上記のとおり公正性を担保する措置が取られていることから、少数株主にとって不利益なものでない旨の意見をいただいております。

3. 取得先の概要

(1)	商号	株式会社花明
(2)	所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町字上赤岩 1530 番地 1
(3)	代表者	中本 久富
(4)	事業内容	国内外の株式、通貨、その他金融商品に対する投資業務
(5)	上場会社と当該法人の関係	当社株主

(ご参考)

株式会社花明以外の株主の皆様におかれましては、会社法第 160 条第 3 項に基づき、本株主総会開催日の 5 日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方である株式会社花明に加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）として追加するよう請求することができます。（以下、「売主追加請求」といいます。）当社といたしましては、引き続き当社株式を保有いただきたくお願い申し上げます。

売主追加請求が行われた場合には、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得の相手方として追加するよう本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、株主の皆様が当社に修正前の本議案に賛成する旨の議決権行使書は修正後の議案についても賛成するものとして取扱い、修正前の本議案に反対する旨の議決権行使書は修正後の議案についても反対するものとして取扱うことといたします。

具体的な売主追加請求の方法として、株主の皆様におかれましては「社債、株式等の振替に関する法律」第 154 条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申し出をしていただいたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面を 2024 年 1 月 19 日（金曜日）までに当社に到着するよう提出いただくこととなります。

当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込があった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第 159 条第 2 項に従って按分されることとなります。

以 上